

改正

平成18年12月28日条例第59号
平成19年2月27日条例第1号
平成21年11月4日条例第46号
平成22年3月26日条例第3号
平成23年11月2日条例第40号
平成24年3月23日条例第7号
平成24年12月21日条例第40号
平成25年11月1日条例第43号
平成26年3月20日条例第4号
平成27年3月20日条例第6号
平成27年11月9日条例第47号
平成28年12月7日条例第35号
平成29年11月6日条例第28号
平成30年12月26日条例第35号
令和元年11月11日条例第27号
令和3年3月19日条例第3号
令和3年11月1日条例第39号
令和4年6月17日条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 審査（第22条—第41条）
- 第3章 発言（第42条—第50条）
- 第4章 表決（第51条—第60条）
- 第5章 秘密会（第61条・第62条）
- 第5章の2 公聴会（第62条の2—第62条の7）
- 第5章の3 参考人（第62条の8）
- 第6章 請願等の処理（第63条・第64条）
- 第7章 委員会の記録（第65条—第67条）
- 第8章 規律（第68条—第70条）
- 第9章 補則（第71条）

附則

第1章 総則

（常任委員会及び議会運営委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

（1） 総務文教委員会 8人

市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理

委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 7人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(4) 予算決算委員会 21人

予算及び決算の議案に関する事項

(5) 議会広報広聴委員会 10人

議会の広報及び広聴に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号から第3号までのいずれかの常任委員になるものとする。

3 議会運営委員会の定数は、10人とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員及び議会運営委員については会期の始めに、特別委員については選任事由が生じたときに速やかに、これを選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員及び議

会運営委員の任期) 第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(互選の方法)

第9条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第10条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第1章第4節の規定を準用する。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第11条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(招集)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員(以下「オンライン出席委員」という。)は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(議長への通知)

第13条 委員長は、委員会を招集するときは、事前に開会の日時、場所、付議事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第14条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

(委員会の開閉)

第15条 委員会の開閉は、委員長が宣告する。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第16条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 委員長は、委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

3 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

4 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(委員長の職務代行)

第17条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第18条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第19条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数)

第20条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第31条（委員長、副委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数に関する措置)

第21条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠いた場合は、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第22条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第23条 委員長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(審査順序)

第24条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(出席説明の要求)

第25条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(先決動議の表決順序)

第26条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(動議の撤回)

第27条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員の議案修正)

第28条 委員が修正案を発議しようとするときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第29条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第30条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第31条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の委員長、副委員長又は委員がオンライン出席委員であるときは、当該委員長、副委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(除斥委員の傍聴禁止)

第32条 除斥されている委員は、委員会を傍聴することができない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第33条 委員会は、法第100条(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第34条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第35条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、事前に日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

(議事の継続)

第36条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題になったときは、前の議事を継続する。

(委員会の再審査)

第37条 委員会は、次の各号に該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化

(議決事件の字句、数字等の整理)

第38条 委員会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(委員会の継続審査)

第40条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員会の公開)

第41条 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 発言

(発言の許可)

第42条 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第43条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第44条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはなら

ない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第45条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第46条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、委員席に着き、その議題が終わるまで、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第47条 委員長は、必要があるときは、事前に発言時間を制限することができる。

2 委員長は、定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(質疑又は討論の終了)

第48条 委員長は、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質疑又は討論終了の動議を提出することができる。

3 委員長は、質疑又は討論の終了の動議について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第49条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第50条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

第4章 表決

(表決の問題の宣告)

第51条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第52条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン出席委員は、この限りでない。

(表決)

第53条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

(起立、挙手等による表決)

第54条 委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を起立、挙手

等をさせ、起立、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第55条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 委員長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第56条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(投票による表決)

第57条 委員長は、必要があるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 委員長は、前項の記名投票及び無記名投票の要求が同時にあるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

(記名投票)

第58条 記名投票を行う場合には、氏名とともに問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第59条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第60条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、会議規則第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）から第30条（開票及び投票の効力）まで及び第31条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

第5章 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第61条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、前項の議決があつたときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第62条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。

2 前項の特に秘密を要すると議決した部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第5章の2 公聴会

(公聴会開催の手続)

第62条の2 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第62条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第62条の5 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

3 委員長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第62条の6 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第5章の3 参考人

(参考人)

第62条の8 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 前3条の規定は、参考人について準用する。

第6章 請願等の処理

(紹介議員の委員会出席)

第63条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、

紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(請願等の審査報告)

第64条 委員会は、請願等についての審査の結果を、次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 一部採択とすべきもの
- (3) 不採択とすべきもの

2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

3 委員会が採択又は一部採択とすべきものと決定した請願等で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

第7章 委員会の記録

(委員会の記録)

第65条 委員長は、事務局職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名し、又は押印しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 職務のため委員会に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (4) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (5) 日程
- (6) 会議に付した事件
- (7) 議事の経過
- (8) 会議の概要等必要な事項を記載した記録
- (9) その他委員長又は委員会において必要とする事項

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の規定による署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。

(委員会の記録の公開)

第66条 委員会の記録は、第62条(秘密会の記録)第1項に規定する特に秘密を要すると議決した部分を除き一般に公開する。

(委員会の記録の保存年限)

第67条 委員会の記録の保存年限は、永年とする。

第8章 規律

(携帯品)

第68条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第69条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(資料等印刷物の配付の許可)

第70条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、委員長の許可を得なければならない。

第9章 補則

(会議規則への委任)

第71条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後、最初に選任される予算審査委員会の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、他の常任委員会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成21年11月4日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第40号)

この条例中第5条の改正規定及び第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定に限る。)の施行の日のいずれか遅い日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成25年11月1日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第12条第1項の教育委員会の委員長及び同法第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)については、旧教育長の教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正後の浜田市議会委員会条例第25条の規定は適用せず、この条例による改正前の浜田市議会委員会条例第25条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年11月9日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月26日条例第35号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月11日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月17日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。